北海道人権施策推進懇談会開催要領

１　目的

本道における人権施策の推進については、平成 15 年３月に策定（令和３年７月改定）した「北海道人権施策推進基本方針（以下「方針」という。）」に基づき、人権が尊重される地域社会づくりを進めているが、前回の改定から５年が経過することから、国の動向や社会環境の変化など、専門的な見地から広く意見を求めるため、有識者で構成する北海道人権施策推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催し、見直しについて検討する。

２　議題

懇談会の議題は、次のとおりとする。

（１）　北海道人権施策推進基本方針の改正について

（２）　その他（１）に関連する人権施策推進に関する事項

３　構成

懇談会は、次の者をもって構成する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　人権問題に見識を有する者

４　運営

（１）　懇談会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

（２）　必要に応じて懇談会に座長を置き、環境生活部長が指名する。

（３）　環境生活部長が特に必要と認めるときは、構成員以外の者に懇談会の出席を求め、その意見を聞くことができる。

５　その他

（１）　懇談会の事務局は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。

（２）　懇談会は公開で開催する。

（３）　この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が定める。

附則　　この要領は、令和７年４月１５日から施行する。

別紙

人権施策の推進について幅広い視点で意見を聴取するため、人権問題に精通する有識者で組織する。

区分	構成員	備考
学識経験を有する者	大学教授	人権問題に関する研究者
	小学校長	学校現場における人権問題に精通している者
	弁護士	家庭など一般の人権問題や法律に精通している者
人権問題に見識を有する者	人権擁護委員	人権擁護に関する取組や制度に精通している者
	社会保険労務士	職場における人権侵害や労働関係制度に精通している者
	マスコミ関係者	地域社会における人権問題に精通している者
	性的マイノリティ当事者支援者	性的マイノリティの人権問題や当事者支援に精通している者